

木造住宅の耐震化を進めましょう！

建築基準法が大きく改正された1981年以前に建てられた住宅は、新耐震基準のもとで建てられた住宅に比べ、耐震性能が大きく異なる場合があります。

お住まいに十分な耐震性能があるか、この機会に診断を受けましょう！

1 まずは無料の耐震診断を 木造住宅耐震診断士派遣事業

県知事の認定を受けた木造住宅耐震診断士が耐震診断をします。

※建築当時の耐震性能を診断するもので、震災での被害程度を判断するものではありません

対象＝次のすべてに該当する木造住宅

- 所有者が居住している
 - 着工が1981年5月31日以前(丸太組工法・プレハブ工法は除く)
 - 平屋建てまたは2階建てで、延床面積が30㎡以上
 - 所有者とその世帯全員に市税の滞納がない
- ※り災証明で半壊以上と判定された住宅を除く

持ち物

- 申込書
 - 建築確認済証など(建築年が分かるもの)の写し
 - 登記事項証明書など(所有者が分かるもの)の写し
 - 印鑑(朱肉を使うもの)
 - 委任状(家族以外の方が申請する場合)
- ※申込書は問合先や市ホームページで入手可能
申込期限＝9月30日(月)
 ※予算の上限に達した場合は、申込期限前でも受付を終了する場合があります



2 耐震診断の後は耐震改修へ 木造住宅耐震改修促進事業

個人が契約し、耐震補強設計・耐震補強工事・耐震建替工事をする場合に、費用の一部を補助します。必ず耐震補強などを実施する前に申請してください。

対象＝次のすべてに該当する木造住宅

- 木造住宅耐震診断士派遣事業の対象要件に加え、耐震診断で「倒壊の可能性あり」と判定された住宅
- 2025年2月28日(金)までに工事などが完了すること

補助額

- 耐震補強設計＝費用の2分の1(上限15万円)
- 耐震補強工事＝費用の2分の1(上限45万円)
- 耐震建替工事＝一律60万円

持ち物＝「耐震診断士派遣事業」の持ち物に加え、次の書類が必要です

- 交付申請書 ●耐震診断結果報告書の写し
 - 見積書(工事費用が分かるもの)の写し
 - 住宅の位置図・配置図・現況写真
- ※交付申請書は問合先や市ホームページで入手可能
申込期限
 ●耐震建替工事＝8月30日(金)
 ●耐震補強設計・工事＝10月31日(木)
 ※予算の上限に達した場合は、申込期限前でも受付を終了する場合があります



耐震化全般についての相談は、県でも応じています。 県建築指導課 Tel.029-301-4716



石田市長と
語ろう！

まちづくり懇談会

～魅力ある誇れる神栖市を目指して～

市民と行政が一体となったまちづくりを推進するため、各地区で懇談会を開催します。市の主要な施策や事業についてご紹介するほか、皆さんからのご意見・ご提言を伺います。皆さんのご参加をお待ちしています！



開催日程 開催時間＝午後6時30分～8時(受付：午後6時～)

実施日	会場	対象地区
5月16日(木)	若松公民館(体育室)	日和山、東押揚、西押揚、東宝山、西宝山、太田新町、東須田、仲須田、西須田、須田浜、須田団地、相生、高砂、二本松、若ノ松、柳川団地、北若松
5月23日(木)	うずもコミュニティセンター(多目的ホール)	知手中央仲町、知手中央東町、奥野谷浜、知手浜、知手浜東団地、日川浜、横瀬団地(旧深芝浜)、横瀬団地(旧池向)
5月30日(木)	はさき生涯学習センター(多目的ホール)	日の出町、豊ヶ崎、明神前、浜新田、本新町、海老台
6月27日(木)	保健・福祉会館(2階研修室)	横瀬、日川、萩原、芝崎、石神、高浜、田畑、溝口、奥野谷、知手、柳堀、一貫野
7月 4日(木)	大野原コミュニティセンター(多目的ホール)	浜松、新港、大野原、息栖原、息栖、木崎、亀の甲団地
7月11日(木)	平泉コミュニティセンター(多目的ホール)	堀割、深芝、平泉、下幡木、鱈川、筒井、立野、賀、神栖、泉町
7月18日(木)	はさき保健・交流センター(大会議室)	仲新田、清水、東海、西前宿、上中、川尻、押植、土合東、土合西、土合中央、土合南、土合本町中、東松下、西松下、十町歩
7月31日(水)	波崎総合支所・防災センター(3階防災研修室A)	本郷、高野、別所、荒波、石津、仲舎利、内出、松本、芝、舎利浜

※対象地区以外の会場でも参加できます

※会場の定員などにより入場を制限させていただく場合があります

～あなたの住宅取得を応援します～

かみす子育て住まいる給付金

若年世帯の定住促進を図るため、市内に自らが住むための住宅を新築・購入した場合、住宅取得費の一部を助成します。

主な対象

本人または配偶者が45歳未満で、次のいずれかの方と同居している方

- 高校生相当以下(1人以上)
- 親または65歳以上の親族

※その他の条件は市ホームページをご覧ください

申請期限

2025年3月31日

※住宅取得の登記原因日から2年以内に申請してください

給付金額(上限100万円)

基本額

25万円(新築・建売・中古住宅)

+

加算額

- 高校生相当以下2人目以降：1人10万円加算
- 市外から取得した住宅へ世帯全員が転入：30万円加算
- 市が販売する柳川中央の土地を購入：15万円加算
- 市街化区域での建築または購入：5万円加算
- 居住誘導区域での建築または購入：5万円加算

※対象要件や申請に必要な書類など、詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

